

第五十四号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中 「 四二四四人 」 「 四二六六人 」
「 四三七七人 」 「 四三九九人 」
「 四四九九人 」 「 四五二二人 」
「 一、五三三五人 」 「 一、五四二二人 」
を に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。